

遠賀川水系河川協力団体募集要項

1 河川協力団体制度の概要

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川協力団体に指定することにより、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進し、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力あるいい川」をつくるためのものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、行います。

2 募集区間

募集区間は、以下の河川の区間とします。

【遠賀川河川事務所管内】

- ・遠賀川 約0k（芦屋町西浜町地先）～約48k200（嘉麻市中益地先）の国管理区間
- ・西川 約0k（芦屋町高浜町地先）～約5k500（遠賀町今古賀地先）の国管理区間
- ・黒川 約0k（中間市垣生地先）～約3k700（北九州市八幡西区香月中央2丁目地先）の国管理区間
- ・笹尾川 約0k（中間市垣生地先）～約5k000（北九州市八幡西区楠橋南3丁目地先）の国管理区間
- ・犬鳴川 約0k（直方市植木地先）～約14k800（宮若市金生地先）の国管理区間
- ・八木山川 約0k（宮若市宮田地先）～約2k900（宮若市宮田地先）の国管理区間
- ・彦山川 約0k（直方市頓野地先）～約34k800（添田町落合地先）の国管理区間
- ・中元寺川 約0k（福智町赤池地先）～約9k000（川崎町池尻地先）の国管理区間
- ・金辺川 約0k（田川市糴地先）～約4k000（香春町香春地先）の国管理区間
- ・穂波川 約0k（飯塚市片島2丁目地先）～約5k900（桂川町寿命地先）の国管理区間

申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・ 河川敷（堤防含む）の清掃 等
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・ 遠賀川流域の河川利用に関する情報の収集や発信、広報活動 等
- ③ 河川の管理に関する調査研究
 - ・ 河川に生息する水生生物調査
 - ・ 河川の水質の関する調査及び研究 等
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ 水生生物や水環境に関する知識の普及
 - ・ 河川の安全利用講習、環境学習、防災・河川の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、2. 募集区間のとおりとし、別紙位置図に示すとおりとします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り。）
- カ 4 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

- (2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 募集期間

平成27年10月15日から平成27年11月30日まで

7 提出先

- (1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出して下さい。
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前〇〇時から午後〇〇時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒822-0013
福岡県直方市溝堀1-1-1
九州地方整備局遠賀川河川事務所調査課
TEL 0949-22-1830（代表）
Eメール onga@qsr.mlit.go.jp

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄

する九州地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出して下さい。

8 審査方法

（１）審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、九州地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

（２）審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）継続性：直近おおむね５年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

（イ）公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

（ウ）活動姿勢：直近おおむね５年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

（ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

（イ）貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

（ウ）協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（３）ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

9 結果の通知

（１）河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

11 指定の取り消し

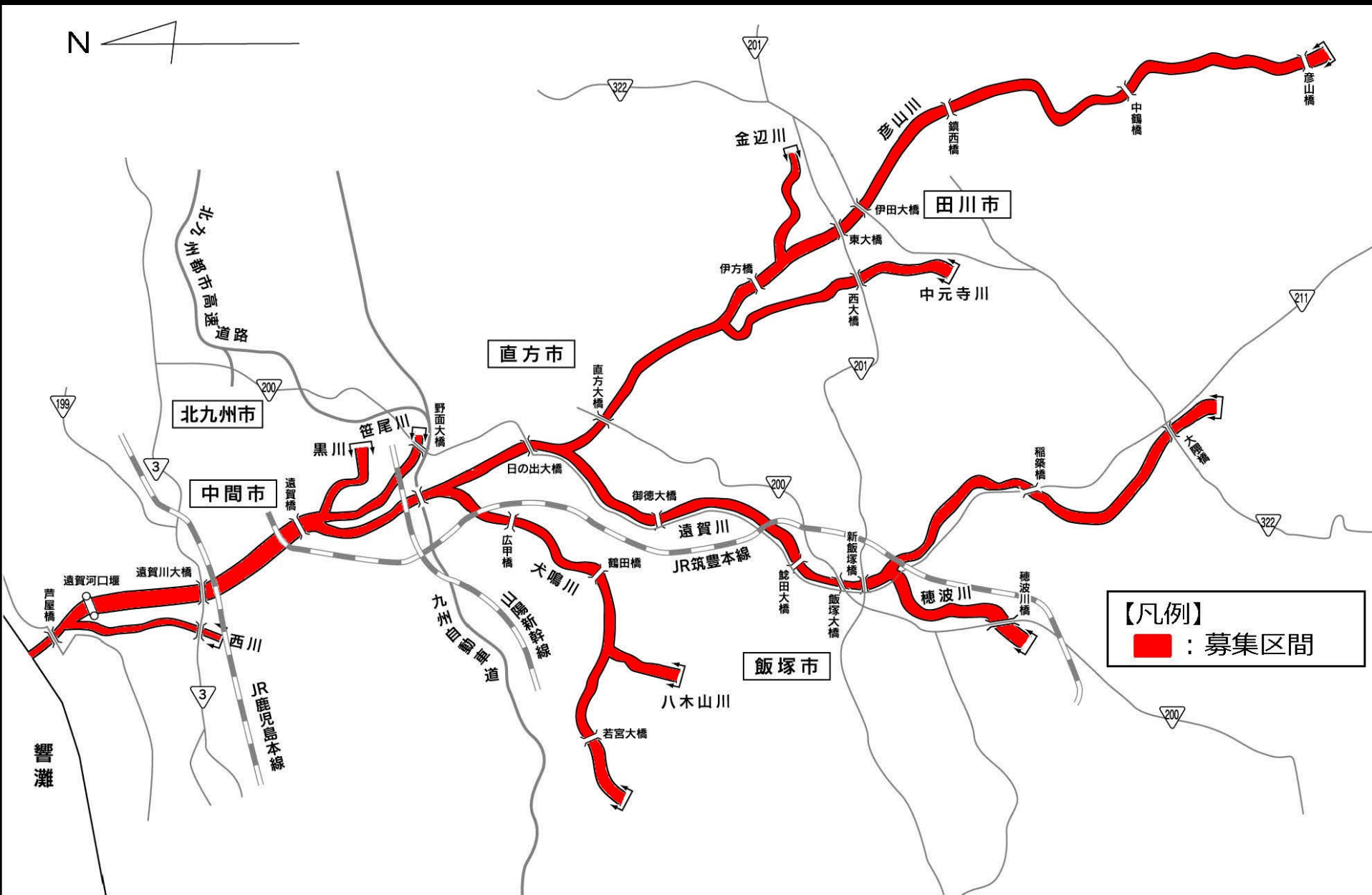
河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

12 問い合わせ先

遠賀川河川事務所 調査課 専門調査員
TEL 0949-22-1830 (代表)
FAX 0949-22-2859
Eメール onga@qsr.mlit.go.jp

平成27年度 遠賀川水系河川協力団体公募箇所位置図



河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所または
事務所の所在地
法人等の名称

代表者氏名

印

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 10 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他河川管理者が必要と認める書類

記載例

(様式第 1 号)

河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

九州地方整備局長 殿

住所または事務所の
所在地を記入

(申請者)

名称が長い場合は二段
書きでも構いません

住所または 〇〇県〇〇市〇〇町

事務所の所在地 〇〇123-4

法人等の名称 特定非営利活動法人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 10 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他河川管理者が必要と認める書類

直近おおむね 5 年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・該当する活動の番号に○印を付して、() 内に具体的な活動内容と活動区間を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。ただし、活動内容ごとに活動期間を審査しますので、各々分けて記載してください。)
- ・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料(写し)を添付してください。(例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等。)

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

活動区間: _____川 ____k (____地先) ~ ____k (____地先)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

活動区間: _____川 ____k (____地先) ~ ____k (____地先)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

活動区間: _____川 ____k (____地先) ~ ____k (____地先)

「平成/昭和 ____年 ____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

活動区間： _____ 川 _____ k (_____ 地先) ～ _____ k (_____ 地先)

「平成／昭和 _____ 年 _____ 月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

活動区間： _____ 川 _____ k (_____ 地先) ～ _____ k (_____ 地先)

「平成／昭和 _____ 年 _____ 月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・該当する番号に○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。また、(1) 継続性に記載した活動実績または関連する実績を記載してください。)
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください。(例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等) など)

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上

指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・活動する河川の区間と配置人員

※具体的な活動内容・活動する河川の区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度（活動方針、協力姿勢）

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性（地域への配慮等、地域と連携）

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

誓約書

河川協力団体の指定の申請にあたり、以下の項目にすべて該当する旨誓約します。

以下項目に該当する場合、☒を記す。

- ☐ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていない。
- ☐ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でない。
- ☐ 直近 1 年間の税を滞納していない。※別添の納税証明書等の資料のとおり。
- ☐ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められない。
- ☐ 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わない。

平成 年 月 日

遠賀川河川事務所長 殿

住所

法人等の名称

代表者氏名

河川協力団体指定通知書

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった河川協力団体の指定については、
別紙河川協力団体指定証のとおり指定する。

平成 年 月 日

河川管理者 印

河川協力団体非指定通知書

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けで申請のあった河川協力団体の指定については、
下記理由により非指定とする。

平成 年 月 日

河川管理者 ㊟

記

本件申請については、河川協力団体指定準則に基づき審査を行った結果、
の理由により、非指定とする。

(行政不服審査法第57条による教示)

本件処分を受けた者は、本件処分に不服があるときは、国土交通大臣に対し、
本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査
法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件処分があった日の翌
日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件処分の取消しの訴えは、本件処分があったことを知った日から6箇月以内
に、国を被告として、提起しなければならない。

(なお、本件処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件処分
の日から1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審
査請求をした場合には、本件処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決
があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決
の日から1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。)

河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書

平成 年 月 日

殿

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名 ㊟

河川法第58条の10第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
報告事項	☐ 活動内容の報告 ☐ 活動実施計画書の変更 ☐ 河川協力団体の代表者の変更 ☐ 河川協力団体の解散 ☐ その他 ※該当する□に、レ印を記入	
報告内容		
変更内容	変更前	
	変更後	

名称等変更届出書

平成 年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名



河川法第58条の8第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人等の名称 ☐ 住所 ☐ 事務所の所在地 ※該当する□に、レ印を記入	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

指 定 取 消 書

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

平成 年 月 日付けによる河川協力団体の指定について、下記のとおり指定を取り消す。

平成 年 月 日

河川管理者 ㊟

記

1. 指定を取り消す法人等の名称

2. 指定を取り消す理由

(行政不服審査法第57条による教示)

本件処分を受けた者は、本件処分に不服があるときは、国土交通大臣に対し、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。(なお、本件処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。)

(行政事件訴訟法第46条による教示)

本件処分の取消しの訴えは、本件処分があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。

(なお、本件処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、本件処分の日から1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。)

ただし、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、本件処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。

(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができない。)